

# 災害発生時の児童引き取りにかかわる対応

## 嶺町小学校の基本方針

自然災害（大規模地震と台風等）への初期対応については、大田区教育委員会のガイドラインが策定されています。これに基づき本校では、下記のように対応の基本方針を定めていますので、お知らせします。保護者の皆様には、児童の登下校につきまして、御理解、御協力をお願いします。

### 記

#### < 震度5弱以上の地震が発生した場合の初期対応 >

- ① 児童在校中に大田区で震度5弱以上の地震が発生した場合、児童の安全を確保するため、保護者または代理人による児童の引き取りをお願いします。
- ② 保護者または代理人が児童を引き取りに来校するまで、児童を預かります。
- ③ 児童在校中に、大田区で震度4以下の地震が発生した場合であっても、以下の場合は児童の引き取りをお願いいたします
  - ◇ 学校のライフライン（水道・電気等）が途切れた場合
  - ◇ 学校周辺の建物や道路に被害が出た場合
  - ◇ ほとんどの交通機関が運休した場合
  - ◇ その他 教育委員会が指示した場合
- ④ 登下校中に大きな地震が起きた場合は、学校へ避難することを原則とします。（自宅が学校よりはるかに近く、保護者の在宅が確実な場合は、自宅に避難してもよいこととします。その際は、学校への連絡をお願いします。）

## < 台風等への対応 >

- ① 午前6時00分現在に、大田区へ 暴風警報又は、特別警報が発令されている場合は、自宅待機、そして 午前7時00分現在に大田区へ 暴風警報又は、特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。(区の方針により、大雨・洪水警報の場合は含みません。御注意ください。)
- ② 下校時に、大田区へ 暴風警報又は、特別警報が発令されている場合は、暴風警報が解除されるまで、児童を学校に留め置きます。警報解除後に、地域ごとに集団下校を実施します。午後6時以降に暴風警報が解除された場合は、保護者による引き取り下校を実施します。

## < 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応 >

### 午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合

- ・午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、臨時休業とします。
- ・当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しません。

## < 代理人による引取りについて >

**代理人**とは、「引き取り人届出票」に記入されている方を指します。

- ・保護者が、児童の引き取りに来校できない場合、引き取り人届出票に記入された代理人による引き取りとなります。
- ・代理人による児童引き取りの場合は、必ず代理人の身分を証明できるもの(氏名と住所が確認できるもの)を御持参いただくようお願いいたします。

※警報は、東京都・東京地方・23区西部・大田区などの区分で発令されます。

※警報が発令されていなくても、「風雨が強く安全に登校できない」と保護者が判断された場合は、自宅にて待機させ、風雨が弱まってから登校させるようにしてください。自宅待機する場合は、電話がかまいませんので、学校まで御連絡ください。(この場合、遅刻扱いとはいたしません。また、電話が込み合う可能性があります。御了解ください。)

※遅れて登校する場合は、学校まで保護者の付き添いをお願いします。

※学校待機とする場合は、【学校緊急連絡システム】でもお知らせします。